

政令第百八十六号

建築士法施行令及び建設業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行に伴い、並びに同法附則第三条第十二項、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第五条第五項及び第十条の二第五項（これらの規定を同法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十条の十九第二項、第十条の二十六第一項（同法第二十二條の三第二項及び第二十六條の五第二項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項並びに第二十四条の三第二項並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十二條第三項及び第二十六條第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築士法施行令の一部改正）

第一条 建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書の書換え交付等の手数料）

第一条 建築士法（以下「法」という。）第五条第五項（法第十条の十九第一項の規定により読み替えて

適用する場合を含む。）の政令で定める額は、五千九百円とする。

第九条中「を除く外」を「のほか」に、「関して」を「関し」に改め、同条を第十三条とする。

第八条を第十二条とする。

第七条第二項中「でなければならない」を「のうちから任命するものとする」に改め、同条を第十一条とする。

第六条を第十条とする。

第五条中「以下」を削り、「第九条」を「第十三条」に改め、同条を第九条とする。

第四条の二第三項中「第二十四条の六第一項」を「第二十四条の八第一項」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（その設計等の業務が再委託の制限の対象となる多数の者が利用する建築物及びその規模）

第八条 法第二十四条の三第二項の政令で定める建築物は、共同住宅とする。

2 法第二十四条の三第二項の政令で定める規模は、階数が三で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのものとする。

第四条中「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（登録講習機関の登録の有効期間）

第六条 法第十条の二十六第一項（法第二十二條の三第二項及び第二十六條の五第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。

第三条を削る。

第二条第一項中「建築士法（以下「法」という。）」を「法」に、「に規定する受験手数料の」を「の政令で定める」に、「一万五千円」を「一万九千七百円」に改め、同条第三項中「第十五條の八第一項の」を「第十五條の五第一項において読み替えて準用する法第十条の九第一項に規定する」に改め、同条を第四条とする。

第一条の次に次の二条を加える。

（構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付等の手数料）

第二条 法第十条の二第五項（法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める額は、次の各号に掲げる一級建築士の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けようとする一級建築士 一万四千三百円

二 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付又は再交付を受けようとする一級建築士 五千九百円

(中央指定登録機関による一級建築士の登録手数料)

第三条 法第十条の十九第二項の政令で定める額は、一万九千二百円とする。

(建設業法施行令の一部改正)

第二条 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の三を第六条の四とし、第六条の二の次に次の一条を加える。

(一括下請負の禁止の対象となる多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事)

第六条の三 法第二十二條第三項の政令で定める重要な建設工事は、共同住宅を新築する建設工事とする。

第二十七條の見出し中「工事」を「建設工事」に改め、同條第一項中「重要な工事で」を削り、「ものは」を「重要な建設工事は」に、「一に」を「いずれかに」に改め、「二千五百万円」の下に「(当該建

設工事が建築一式工事である場合にあつては、五千万円」を加え、同項ただし書を削り、同項第一号中「である」の下に「施設又は」を加え、「工事」を「建設工事」に改め、同項第二号中「もの」を「施設又は工作物」に、「工事」を「建設工事」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

イ 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第五条第二項第二号に規定する事業用施設

ロ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者（同法第九条に規定する電気通信回線設備を設置するものに限る。）が同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

ハ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に規定する放送事業者が同条第一号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）

ニ 学校

ホ 図書館、美術館、博物館又は展示場

ヘ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設

ト 病院又は診療所

チ 火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設

リ 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設

ヌ 集会場又は公会堂

ル 市場又は百貨店

ヲ 事務所

ワ ホテル又は旅館

カ 共同住宅、寄宿舎又は下宿

ヨ 公衆浴場

タ 興行場又はダンスホール

レ 神社、寺院又は教会

ソ 工場、ドック又は倉庫

ツ 展望塔

第二十七条第二項中「工事」を「建設工事」に改める。

第二十七条の二を削り、第二十七条の二の二を第二十七条の二とし、第二十七条の二の三を第二十七条の二の二とする。

第二十七条の十三中「建設工事で」を削り、「ものは」を「建設工事は」に、「若しくは第二十七条の二に規定する公共法人」を「、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）」に、「特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人その他の法人で」を「これらに準ずるものとして」に、「ものが」を「法人が」に、「である施設又は工作物に関する建設工事で」を「であり、かつ」に改め、「建築一式工事にあつては千五百万円以上、その他の建設工事にあつては」を削り、「以上のもの（次に掲げる建設工事を除く。）」を「（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、千五百万円）以上のものであつて、次に掲げる建設工事以外のもの」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、建築士法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年十一月二十八日）から施行する。

(建築士法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の建築士法施行令第四条の規定は、平成二十一年において行われる一級建築士試験から適用し、平成二十年において行われる一級建築士試験については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(建築士法の構造設計及び設備設計に関する特例に関する規定の適用開始日)

第四条 建築士法等の一部を改正する法律附則第三条第十二項の政令で定める日は、平成二十一年五月二十七日とする。

理由

建築士法等の一部を改正する法律の施行に伴い、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付等の手数料、その設計等の業務が再委託の制限の対象となる多数の者が利用する建築物及びその規模並びに一括下請負の禁止の対象となる多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事を定める等の必要があるからである。